

## 美祢市ハッピーウェディング支援事業補助金交付要綱

平成29年3月23日

美祢市告示第42号

美祢市ハッピーウェディング支援事業補助金交付要綱（平成23年美祢市告示第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、市内に在住する未婚者の積極的な結婚活動を支援するため、やまぐち結婚応援センター（以下「センター」という）に入会した者及びセンターが実施する事業の参加した者に対し、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税及び国民健康保険税をいう。）の滞納がないこと。
- (2) 市内に住所を有していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（補助金の交付対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) センターへの入会登録料（この告示による補助金の交付を受けていない者の入会に係るものに限る。以下「登録料」という。）
- (2) センターが実施する事業への参加料（以下「参加料」という。）

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 登録料 5,000円
- (2) 参加料 補助金の交付を申請する日の属する年度に係る参加料の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、5,000円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の3月31日までに、ハッピーウェディング支援事業補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に、補助対象経費に要した額が分かる書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、1人につき1年度1回限りとする。

（補助金の交付決定及び交付）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、ハッピーウェディング支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、速やかに当該申請者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第7条 市長は、虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(美祢市やまぐち結婚応援センター入会補助金交付要綱の廃止)

2 美祢市やまぐち結婚応援センター入会補助金交付要綱(平成28年美祢市告示第33号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の美祢市やまぐち結婚応援センター入会補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

年 月 日

美祢市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

㊞

ハッピーウェディング支援事業補助金交付申請書兼請求書

美祢市ハッピーウェディング支援事業補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請に当たり、市が対象者の住民登録、市税等収納状況について調査し、申請事項の確認のために必要な個人情報を取得することに同意します。

また、交付が決定されたときは、当該補助金を請求します。

記

1 交付申請額 円

2 振込先口座

金融機関名		本支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

3 添付書類 補助対象経費に要した額が分かる書類  
(登録料の領収書の写し、参加料の領収書の写し等)

第 年 月 日  
年 月 日

様

美祢市長



ハッピーウェディング支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあったハッピーウェディング支援事業補助金について、  
下記のとおり交付する（交付しない）ことに決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 支払予定日 年 月 日
- 3 不交付の理由（不交付の場合）